

令和3年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

| 議案番号      | 議案の名称                                   | 審査結果                              | 採決日   |
|-----------|---|-----------------------------------|-------|
| 議案第 6 3 号 | 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算<br>(第1号)             | 可決<br>(全員一致)                      | 6月14日 |
| 議案第 6 9 号 | 宝塚市子ども条例の一部を改正する条例<br>の制定について           | 可決<br>(全員一致)                      |       |
| 議案第 7 0 号 | 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改<br>正する条例の制定について      | 可決<br>(全員一致)                      |       |
| 議案第 7 1 号 | 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一<br>部を改正する条例の制定について   | 可決<br>(全員一致)                      |       |
| 議案第 7 8 号 | 宝塚市個人番号の利用等に関する条例等<br>の一部を改正する条例の制定について | 可決<br>(全員一致)                      |       |
| 請願第 1 9 号 | 豊かな教育を実現するための義務教育費<br>国庫負担制度の堅持を求める請願   | 一部採択<br>(全員一致)<br>(項目2につ<br>いて採択) |       |

審査の状況

① 令和3年 6月 9日（議案審査）

- ・出席委員 ◎江原 和明   ○川口 潤   浅谷 亜紀   北野 聡子  
                  田中 こう   横田 まさのり
- ・欠席委員 伊庭 聡

② 令和3年 6月14日（議案審査）

- ・出席委員 ◎江原 和明   ○川口 潤   浅谷 亜紀   伊庭 聡  
                  北野 聡子   田中 こう   横田 まさのり

③ 令和3年 7月 8日（委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎江原 和明   ○川口 潤   浅谷 亜紀   伊庭 聡  
                  北野 聡子   田中 こう   横田 まさのり

（◎は委員長、○は副委員長）

**議案番号及び議案名**

議案第63号 令和3年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

補正後の令和3年度宝塚市病院事業会計予算

**収益的収入及び支出**

病院事業収益の予定額 134億1,046万3千円(5,846万3千円増額)

病院事業費用の予定額 134億872万5千円(5,846万3千円増額)

収益的収入において、給与費及び経費の増額に係る一般会計からの補助金を計上するとともに、収益的支出において、新型コロナウイルス感染症患者などに対応した医療従事者への防疫手当の支給に係る給与費、及び帰国者・接触者外来の運営に係る経費を増額しようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 業務量が増えていると聞いているが、今回、予算計上している看護師等確保費用で、実情に合致した体制が取れるのか。

答1 看護部からは、期間を限定し看護師の派遣を受けることで適正な人員を確保できると聞いている。

問2 医療現場の従事者は心身ともに疲れてしまう状況にあり、特に看護師のストレスは全国的なニュースにもなるほどである。定期的なストレスチェックやフォローの体制は取れているのか。

答2 定期的なヒアリングや面談を行うとともに、コロナ病棟から数か月ごとに人員をローテーションすることで、負荷の軽減に努めている。

問3 職員の相談窓口などは設けているのか。

答3 病院内に相談窓口を設けていることと、看護師については、精神の認定看護師である看護師長が、まず相談窓口となって対応している。

問4 新型コロナウイルス感染症への対応と一般医療の提供体制について、現状は。

答4 現在、新型コロナウイルス感染症専用病棟には救急科の医師が2名専従している。看護体制として、一般的なICUでは患者2名に対し看護師1名の体制だが、新型コロナウイルス感染症対応のICUでは患者1名に対し看護師2名の体制となり、ICUの4倍の人手がかかる。五、六名の重症者が入院すると24時間配置する必要があることから、救急医療センターの体制では看護師が足りず、5月か

らは1病棟を閉鎖し、看護師の配置をしている。

一般診療への影響については、救急医療センターを新型コロナウイルス感染症専用病棟としているため、救急搬送された際に救急医療センターを使用できないことも影響の一つであるが、新型コロナウイルス感染症の患者の受入れよりも院内で発生した場合に、病棟の入院患者受入れの停止や、緊急手術が必要となった場合に手術室が陰圧対応しておらず、より高度な病院に依頼せざるを得ないことなどが問題となってくると考えている。

問5 認知症の方が新型コロナウイルス感染症で入院した場合の対応は。

答5 状況により中等症以上の人手が必要で、軽症として入院されても軽症扱いとなっていない現状があり、看護師の疲労も大きいと聞いている。

問6 本市の新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況は、他市と比較して遅れているが、市立病院は公立病院としての務めを果たし、当初からワクチン接種を主導的に牽引すべきであったのでは。

答6 市立病院としては、まずは新型コロナウイルス感染症患者のケアに最も重点を置き、発熱外来、帰国者・接触者外来の対応を行ってきた。今回、市から新たに設ける集団接種会場への協力要請を受け、第4波も少し落ち着いたことから、7月から医師3名と看護師7名の派遣を調整している。

問7 収入減に比例して支出減とならないことはある程度理解できるが、収入減の理由として入院患者数や手術患者数、緊急搬送数の減など、コロナ禍の影響なのか病院の体制によるものなのか、詳細な分析はしているのか。

答7 コロナ禍でなければ業務量がここまで落ちることはなく、むしろ増加の予定だったと考えている。救急医療センターを新型コロナウイルス感染症専用病棟に転用したことによる救急患者の受入れの制限や不急の手術控え、受診控えもあり、小児科は受診が激減したが、外科系、特に呼吸器外科や悪性腫瘍の手術は増加した現状がある。

問8 地域の医療機関からの紹介が減っているが、他の病院を受診する傾向にあるのか。

答8 地域の医療機関からの紹介は減っているが、そもそも地域の医療機関の受診も減っていると聞いている。これからの取組として、地域連携の一層の強化を掲げており、患者数の回復状況を確認しながら地域の連携を強めていく方向で、他院に流れず、確実に市立病院に戻ってもらえるような対策を取っていきたい。

問9 様々な影響がある中で収入減を余儀なくされており、マイナス分は第一義的に

は国が補填すべきと考えているが、十分な補填はされているという理解でいいか。  
答9 国、県の補助金や市からも臨時交付金の充当を受けたため、令和2年度は黒字となったが、今年度黒字になるかどうかは見えにくい状況である。受診単価を上げたり、新型コロナウイルス感染症関係の補助金を確保したりするなど、影響は減らしていきたいと考えている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第69号 宝塚市子ども条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成28年の児童福祉法の一部改正により、子ども家庭総合支援拠点の整備が市町村の努力義務とされたことを受け、拠点設置の根拠と、共通システムを利用した相談内容や世帯の支援に必要な個人情報を共有するための根拠を新たに整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 子どもの発達や障がい等に関して、保護者が受容できないケースで総合相談に至らない場合、進め方を想定しているのか。

答1 子どもの発達特性を受容できず支援を拒否する保護者も一定想定しており、各機関での相談経過を支援拠点においても必要に応じ情報共有し、子どもにとって適切な支援ができるよう、また、保護者が受容できるよう支援していきたい。

問2 子どもの発達や障がい等の早期発見につながらない要因として、市内に発達検査をする病院がないことが大きい。総合相談で全てが完結する方向で考えた場合、一番のネックは何か。医師の確保なのか。

答2 支援拠点において、常設医師による発達診断ができる体制までは考えていない。医師を呼べる諸条件の課題もあり、この分野に力のある医師でなければならぬと考えているため、常設ではなくスポットで協力いただける関係をつくっていく方がよいと考えている。

問3 子どもを取り巻く環境で大きいのが貧困問題で、制度の狭間で支援が受けられない事例もあり、地域や子ども食堂、フードバンク等との連携が必要ではないか。支援拠点の相談体制の模式図にはそれらが含まれていないが、検討は。

答3 要保護児童対策地域協議会において支援対象児童を一定把握しており、情報が入ってきたときに関係機関で話し合う仕組みはできている。ただし、そこから漏れる児童も想定され、地域や民生・児童委員も含めた連携を目指している。

問4 支援拠点にスポットで医師を配置することで、発達診断できる日を決める予定と考えてよいか。

答4 発達診断までは考えていないが、業務の中で医師の力が必要な案件はあると考えている。

問5 切れ目のない支援のための生育歴の電子化、共有化についてはよいことだとは思いますが、当事者や保護者が納得した上で行わなければならないと考えるが、個人情報保護をどう担保していくのか。情報管理の在り方は。

答5 システムの全ての個人情報を、拠点を構成する職員全員が無条件で閲覧することは考えていない。各課において必要な情報のみ閲覧可能とするようシステムの構築、設計及び運用を考えている。

問6 総合相談窓口の中で、不登校、発達相談、子育て相談の内容でいじめに関する相談があった場合、教育委員会と市長部局との丁寧な情報共有を目指してほしい。

答6 まずは、相談窓口で話を伺うことになるが、不登校の原因がいじめに関することであることは十分考えられるため、常に連携を図ることは必要と考えており、十分な連携を取っていきたい。

問7 発達特性のある児童については、保護者が作成したサポートファイルがある。生育歴の電子化、共有化の話もあったが、サポートファイルの情報も、教育委員会と市長部局で共有化されると考えてよいか。

答7 サポートファイルは、保護者にとってそれまでの子供の生育歴の記録であり、市としてもその情報と支援者側の情報を併せ持って適切な支援ができるよう、支援拠点でも考えていきたい。

問8 学校とも情報共有すべきではないか。

答8 要保護児童については、児童福祉法上、保護者に了解なく情報共有ができる規定があるが、発達支援については法的規定がないことから、情報共有については保護者の了解が大前提だと考えている。支援拠点の情報を無条件で学校と共有することは、今のところ想定していないが、保護者と十分話し合いながら、どのように関係機関と情報共有していくか検討していくことになると考えている。

問9 子どもの発達や教育を受ける権利に関すること、保護者への支援など、総合相談窓口で完結すると考えてよいか。

答9 拠点で全て完結するとは考えていないが、各機関との連携により、家族支援の面で、専門性を生かしたトータル的な支援を目指したいと考えている。

問10 スクールソーシャルワーカーなど専門職の配置は。

答10 支援拠点でのスクールソーシャルワーカーの配置は考えていないが、重要な連携先の一つと考えている。現在、教育委員会の指導主事や心理相談員の職員と今後の体制や業務の割り振りについて協議を進めている。どのように連携していけばよりよい形になるのか、協議を進めていきたいと考えている。

問 1 1 支援拠点に設置する相談室の、プライバシー保護や安全確保などの考え方は。

答 1 1 相談を受けるに当たり個人の秘匿性、秘密を守ることは重要と考えており、相談室を複数設けている。また、DVや虐待の相談、対応の中で危険から身を守るため、出入口を異なる方向に2か所用意している。

|      |          |
|------|----------|
| 自由討議 | なし       |
| 討論   | なし       |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

**議案番号及び議案名**

議案第70号 宝塚市立地域児童育成会条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

中山桜台小学校地域児童育成会を旧中山桜台幼稚園跡地に整備する専用棟へ移転することに伴い、その所在地を変更するとともに、国の示す適正規模に対応するため分割してきた地域児童育成会を、平成27年度以降、分割設置せずに適正規模を確保できるようになった現行の運用に適合させるため、条例の一部を改正しようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 育成会が専用棟に移転した後も、子どもたちには校庭で遊ぶなど従来通りの過ごし方が保証されるのか。

答1 今後も同様に運営できるよう検討、実施していきたい。

問2 専用棟から学校までの移動の間大きな公園があるが、育成会の子どもたちが公園で遊ぶことは想定しているのか。

答2 想定していない。

問3 遊ぶ場所が学校の校庭となると、専用棟から少し距離がある。緊急時の連絡など学校の教職員との連絡体制は。

答3 行事なども含めたスケジュールや育成会に通う子どもたちの情報共有などは非常に重要だと考えており、今後も定期的に顔を合わせて連携が取れるよう考えていく。また、緊急時の専用電話の設置は考えておらず、通常設置されている電話でもって対応していきたいと考えている。

問4 育成会室は子どもたちの生活の場である。専用棟の居住性はどうか。

答4 建物はリースで整備するが、内装については既に整備済の専用棟を参考に仕様を決めている。

問5 リースで専用棟を整備する理由と、建設解体費用はどの程度と見積もっていたのか。

答5 今回のリース契約は、リース期間満了後の建物の撤去費も含んだ金額となっている。建物を取得した場合の費用の見積りについては、ランニングコストも含まれるが、短期間で撤去した場合に補助金の返還なども必要となってくることから、柔軟な対応ができることも考慮してリース契約に至った。



問6 建物の耐用年数は。

答6 専用棟は軽量鉄骨造で、法定耐用年数は27年となっている。

問7 情勢の変化がないとは限らない。高齢者施設や障がい者施設への利用の検討は。

答7 公共施設（建物施設）保有量最適化方針では、専用棟解体後の用地について民間企業に売却か貸付けとなっている。現在のところは、この方針に従うものと考えている。

|      |          |
|------|----------|
| 自由討議 | なし       |
| 討論   | なし       |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和3年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第71号 宝塚市立幼稚園の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平成28年7月に策定した宝塚市立幼稚園の適正規模及び適正配置に関する基本方針、及び平成29年6月に策定した宝塚市立幼稚園の統廃合計画に基づき、来年度末をもって宝塚市立長尾南幼稚園を廃園するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 幼稚園統廃合計画の背景として、実際に子どもの数が減っているのか、または幼稚園のニーズより保育所のニーズが高まっているのか。

答1 そもそも子どもの数が減少しているところへ、長時間保育を実施している私立幼稚園や保育所への需要の高まりなど、需要の変化から著しく公立幼稚園の園児数が減少しているといった背景がある。

問2 西谷認定こども園以外に市内で認定こども園型の幼稚園や3歳児保育を広げていく方向性の検討は。

答2 市立幼稚園の認定こども園化については、多く意見をいただいているが、幼稚園は4、5歳児対応の施設のため、早急なゼロ歳児の受入れは非常に困難である。保護者の保育ニーズも多様化しており、長時間保育の希望も増えている状況も踏まえ、将来的には検討が必要と考えている。

問3 園児数が適正規模を下回った公立幼稚園の、今後の方向性は。

答3 昨年10月に実施した本年4月入園の園児募集において30人を下回った園として、西山幼稚園と小浜幼稚園がある。この2園については、既にPTAや未就園児の保護者、地域の方々には説明を終えており、この秋に実施する園児募集で2園とも30人を下回った場合、早ければ令和5年度末で閉園となる状況である。

問4 統廃合計画どおりに進んでいるとのことだが、需要と供給のバランスも想定どおりなのか。

答4 特に公立幼稚園の園児については、想定以上の速度で減少している印象がある。

問5 情勢の変化もあろうかと思うが、当面公立幼稚園としては計画どおり7園を維持していくということでしょうか。

答5 現在の計画では7園を維持していく方向ではあるが、就学前の子どもたちの動

向は想定を超えるところがあり、毎年、十分に動向を見極めた上で、庁内で連携しながら研究していかなければならないと考えている。

問6 長尾南幼稚園廃園後の跡地の活用は。

答6 公共施設（建物施設）保有量最適化方針では、閉園後は老朽化した建物を解体し、跡地については、隣接する長尾南小学校の歩車分離の解決のため、一体的な検討を進めていくこととしている。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和3年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

|   |
|---|
| <p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第78号 宝塚市個人番号の利用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p>   |
| <p><b>議案の概要</b></p> <p>本年5月19日に、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。</p>  |
| <p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 市職員のマイナンバーカード取得率は。</p> <p>答1 令和3年3月末で49.8%である。</p> <p>問2 改正による市民や市へのメリット、デメリットは。</p> <p>答2 市民に関しては、特にデメリットは生じない。市に関しては、国や地方公共団体情報システム機構J-LISとの関係に少し変更があり、国の責任を明確化すると聞いている。また、今まで国から市に補助金として入っていたものと同額を市が負担金としてJ-LISに支払っていたが、今後は国とJ-LISが直接やり取りをすることになるため、市の予算規模がその分小さくなるかと考えている。</p> <p>問3 手数料条例上、マイナンバーカードの再発行に対して1件800円とする項目がなくなっているが、それについてはどうなるのか。</p> <p>答3 これまでは、マイナンバーカードの発行主体が市であったので条例で手数料を定めて徴収し、J-LISに歳出として支出していた。今後は、市が手数料を預かる形で徴収し、J-LISに支出する流れになるかと考えている。</p> |
| <p><b>自由討議</b> なし</p>   |
| <p><b>討 論</b> なし</p>  |
| <p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>   |

令和3年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第19号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

<請願の趣旨>

改正義務教育標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要である。

加えて、文科大臣も、改正義務教育標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 さらなる少人数学級についての実現や、教育条件整備のための財源措置を講じてください。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持してください。

<質疑の概要>

問1 請願にある30人学級を目指した場合、本市で考えられる問題点は。

答1 (市当局) 教職員の増加が考えられるが、教職員の人件費は県費負担のため、直接市に影響はないと考えている。教職員以外の人件費については影響がないとは言いきれず、教室や施設面では影響が出てくるものと考えている。

問2 中学校の教室は本当に密の状態で、怖くて自主休学をさせているという声も聞く。だからこそ、少人数学級は大切だと考えるが、紹介議員の考えは。

答2 (紹介議員A) これは今に始まったことではなく、通常でも過密感はある。この状況下で、それぞれ工夫されていると思うが、どうなっているのか逆に心配である。

問3 宝塚の教育の諸課題については、所管事務調査や一般質問、決算特別委員会などで、議員から様々な指摘があった。指摘を受けた団体が、学校の教育環境改善のためにどのように取り組もうとしているのか紹介議員はご存じか。

答3 (紹介議員B) 団体については、市議会からの指摘は真摯に受け止め、改善に向けて努力されていると聞いている。

問4 請願の趣旨はさらなる少人数学級の早期実施が必要だとの思いであり、30人学級を求めているものではないと考えているがどうか。

答4 (紹介議員A) 請願の趣旨は、小学校だけでなく中学校、高等学校での35人学級の早期実現が必要とあり、30人学級の必要性を直ちに求めるものではない。

問5 自治体間の格差が生じることがないように義務教育費国庫負担制度を堅持していくことが請願の根幹で、自治体間において義務教育に違いが出てきている現状を国は補償すべきだと思っている。兵庫県内でも、明石市は国の35人学級の進捗を待つことなく中学1年生から35人学級を実施し、市独自で教職員を雇用している。同様には難しいと思うが、紹介議員と市の考えをそれぞれ確認したい。

答5 (紹介議員A) 様々な課題がある中で、国庫負担率の引下げによるしわ寄せがきてはいけないと考えている。さらなる体制、定数改善に向けた財源保障と一定水準の教育を受けるための環境整備等、様々な財源が必要なため、毎年、この請願が提出されている。同様の趣旨の声を全国の議会から上げることによって、全国市議会議長会が財源措置を要望し、国が動いてきた経緯がある。一つ一つの基礎自治体から国に必要性を訴え続ける趣旨をご理解いただきたい。

(市当局) 少人数学級の教育的効果は否定するものではないが、市独自の取組となると、財政的な問題などハードルが高い。市の独自施策で少人数学級に対応する施設整備や施設改修を行った場合、国の交付金が適用されるか懸念もある。今後、国の動向を注視していきたいと考えている。

問6 項目2は理解できるが、項目1は項目2と相反する項目で矛盾していると考え。少子化の流れの中で、IT化もICT化も進むことから35人学級等にもできるという判断で、国が5年間かけて小学校の少人数学級化を進めるものであり、さらなる少人数学級についての実現という表現はいかがなものか。

答6 (紹介議員A) 項目1のさらなる少人数学級についての実現という表現は、文部科学大臣も今回言及しており、将来35人にとどまらず30人学級にする、また

高校についても進めていく必要性を認識されているように、できるだけそれに沿った形で進むようにといった願意である。教育条件整備のための財源措置も、一般的に必要な様々なことに対応するだけの財源の確保ということなので、項目 1 と項目 2 が矛盾しているとは考えていない。

#### 自由討議

委員 A 項目 2 のみを採択するのはどうか。

委員 B さらに少人数学級という部分については、中学校の少人数学級がこれから進んでいけばいいなという思いを聞いている。国で決まった 6 年生までからその先にはなるかと思うが、そういった意味も含めて考えていただけないか。他の委員が項目 1 についての意見書は難しいということであれば項目 2 だけでも構わないかなと考えているが、そこを理解していただけるのかどうか。

委員 A 義務教育費国庫負担制度の国庫負担の対象は、小学校だけではなく、中学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部・中学部も、教職員も対象職種になっている。

文部科学大臣の発言も小学校に限ったものではなく、将来的に小学校が少人数学級になれば、おのずと中学校も少人数学級に変わっていくのだろうと思うので、あえてここに書くのはどうか。

委員 C 項目 1、2 とも採択されることが望ましいが、全員一致できる点で出した方がよいのであれば否定するものではない。皆で着地点が見つければ、それはそれでよい。

委員 D 全員一致が一番望ましいと考えている。題名も、豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願とされており、項目 2 だけでも国に提出する意見書としては請願者の意を酌むことができるのではないか。

委員 E 質問の中で項目 1 が気になっていたのですが、項目 2 のみであれば全会一致を目指せるのではないか。

討 論 なし

審査結果 一部採択（全員一致）（項目 2 について採択）

